

(仮称)株式会社日新三重工場増設事業に係る簡易的環境影響評価書に対する 明和町長意見

(全般的事項)

本事業実施による環境影響を認識し、環境に対する更なる配慮を求める。町民等に対しては、適切な情報の提供に努めるとともに、特に周辺住民に対しては具体的かつ丁寧な説明を行う等積極的な地域との対話に努め、事業に関する苦情が寄せられた場合は誠意をもって速やかに対応すること。

また、簡易的環境影響評価は、主に文献調査の結果に基づき予測及び評価したものであることから、事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、適切な措置を講じ、環境影響の回避または低減に努めること。

更に、事業者は措置報告書の作成に当たっては、以下の点を踏まえ適切な対応を取ること。

(個別的事項)

1 大気質、騒音、振動

(1) 工事車両や建設機械においては、低騒音、低振動型及び最新排出ガス規制適合車の優先的な使用に配慮すること。

(2) 資材等の搬出入及び工事の際には、稼働時間が集中しないように作業等の平準化を図ること。なお、工事車両通行ルートには、周囲に住宅地が存在する地点があり、走行に伴う騒音及び振動の影響が想定されるため、可能な限り低減すること。また、供用後に関しても同様の扱いとすること。

2 水質

(1) 調整池については、近年の集中豪雨等の雨量に対応できるような容量を確保すること。

(2) 工事中の土砂を含む濁水については、農業用ため池への沈殿や用水管閉塞の原因となるため、流出防止に万全の措置を講じること。

3 地形、地質

(1) 盛土部分より周辺河川及びため池に土砂流出による被害が生じないように、供用後も含めた安全性の確保に努めること。

4 動植物、生態系

(1) レッドデータブック等で指定されていない普通種や、文献に記載があるものの調査では見つからなかった生物についても、生物多様性確保の観点から、生

息環境の保全措置を可能な限り検討すること。

(2)事業実施区域周辺に生息する水生生物に対して、工事による濁水や供用後の排水の影響が懸念されることから、環境保全措置を十分に検討し、定期的な調整池の水質検査を行い、その結果を注視し生態系の保全に努めること。

5 廃棄物

(1)事業活動に伴って生じる廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、事業者の責任で適正に処理するとともに、再生利用等を行うことによりその減量に努めること。

6 温室効果ガス等

(1)事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に十分配慮すること。

(2)資材の運搬車両及び建設機械の稼働による温室効果ガス(CO2)の排出を低減するため、作業の効率化を検討すること。

7 その他

(1)排水先には一級河川である祓川(はらいがわ)があり、地元住民が「祓川環境美化推進協議会」を組織して管理しており、水生生物調査も定期的に行っていることから、水質には特段の配慮をすること。

(2)多気町地内の開発ではあるが、隣接する明和町岩内地区をはじめ、近隣地区の住民から、騒音・振動・悪臭等、生活環境の悪化の可能性を強く懸念されている。そのため、工事期間及び操業における生活環境への対策や安全対策について、適宜事前説明をすること。

(3)排水先につきまして、明和土地改良区管理の農業用排水路へ流れることから、事業に際し水路管理者及び地元自治会への説明を十分に行い、周辺農地の農業活動に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

(4)都市計画法第32条に基づく公共施設管理者との協議(開発事前協議)の手続きを行うこと。